

議案第5号

東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説明

この案を提出するのは、人事院規則の一部改正に準じ改正する必要があるからである。

東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東郷町職員の育児休業等に関する条例（平成4年東郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 部分休業（第19条—第22条）」を

「第4章 部分休業（第19条—第22条）
第5章 雜則（第23条・第24条）」に改める。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(イ)を(イ)とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町長が規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の1章を加える。

第5章 雜則

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

人事院規則の一部改正に準じ、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び取得しやすい勤務環境の整備等のため必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 非常勤職員の育児休業等の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上である者とする要件を廃止すること。（第2条及び第19条関係）
- (2) 職員から妊娠又は出産等について申出があった場合は、当該職員に対する制度の周知及び面談等の必要な措置を講ずる規定を加えること。（第23条関係）
- (3) 育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、相談体制の整備及び勤務環境の整備等の必要な措置を講ずる規定を加えること。（第24条関係）

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。